

Q1 就学援助制度って何ですか？

A. 就学援助制度は、小・中学校に通っている子どもがいるご家庭で、経済的な理由により学用品や給食費の支払いでお困りの場合、援助が受けられる制度です。

Q2 お金を借りるのですか？

A. いいえ。貸付制度ではなく、子どもの学校生活に必要な経費が援助される制度です。

Q3 制度を利用することができるのは…？

A. 益田市の小・中学校に通っている子ども又は、益田市に住民登録していて、益田市以外の小・中学校に通っている子どもの保護者の方で、次のいずれかに該当する方です。

1. 生活保護を受けている方
2. 益田市教育委員会が定める一定の基準に該当の方

◎市民税が非課税
◎児童扶養手当の受給
などの基準があります
(所得の基準については右表
をおよその目安にしてくださ
い)

世帯構成(年齢)		所得基準概算額 (世帯全員の所得合計)※
2人	34・11歳	約 160万円
3人	36・35・10歳	約 220万円
4人	40・39・14・10歳	約 280万円
5人	45・40・14・10・8歳	約 330万円

※所得とは総収入金額ではなく、年間収入金額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。

3. 上記1. 2以外の方で特別の事情のある方
(例えば、主に収入を得ていた方の死亡、長期入院、行方不明、失職、離婚等)

Q4 どんな手続きが必要ですか？

A. 所定の「申請書」を学校に提出するだけです。ただし、教育委員会の審査後、所得が基準額を超えている場合、地区担当の民生児童委員さんと相談をしていただくことがあります。
申請書の提出は世帯で1枚ですが、小学校・中学校の両方に子どもがおられる場合は学校ごとに必要です。

益田市に住民登録がなされていない方や、益田市外から転入してこられた方で前年の1月1日に住民登録がなされていない方はその時点での居住地の『所得・課税証明書』が必要です。

Q5 どんな方法で受け取るのですか？

A. 原則としてあらかじめ保護者の方が指定された口座に益田市から学校経由で振り込まれます。

Q6 もし制度を利用すると、何か不利なことがありますか？

A. 何もしませんし個人情報確実に保護されます。

Q7 制度の対象となる子どもは各世帯で一人ですか？

A. いいえ。兄弟、姉妹全員受けられますし、内一人だけ受けることもできます。

Q8 外国籍の子どもも受けることができますか？

A. 国際人権規約A規約13条の規定により、義務教育費無償、教科書無償、就学援助等日本人と同等に受けられます。

Q9 学業成績は認定に関係ありますか？

A. 関係ありません。

Q10 社会体育・児童クラブ、部活動などの費用は出ますか？

A. 児童クラブの利用料は就学援助の認定になると減免があります。
社会体育、部活動の費用は出ません。

Q11 援助の内容は…？

A. 下記のような内容です。

(参考:H26年度支給額)

支給内容	小 学 校		中 学 校		支給時期 (市の支給月日)
	1 年	2～6年	1 年	2～3年	
学用品・ 新入学児童生徒 学用品費	11,420	13,650	22,320	24,550	学期ごと3分割 6月初旬
修学旅行費 (実費ほぼ全額)	交通費・宿泊費・見学料・記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料・その他経費(10円未満切り捨て)				実施後随時
給食費	258 × 実数		304 × 実数		各学期末3回
校外活動費 (泊有)	交通費・見学料 上限3,570		交通費・見学料 上限6,010		実施後随時
校外活動費 (泊無)	交通費及び見学料 (年間上限) 1,550		交通費及び見学料 (年間上限) 2,240		実施後随時
通学費	片道4km以上交通費 実費		片道6km以上交通費 実費		各学期末3回
医療費	学校保健安全法で「学校病」と認められる疾病(10種類)の治療費と通院費				医療機関にかかるごと
体育実技用具費 (柔道着)			上限7,510		購入した学期末

Q12 就学援助費で学校に納めるお金は足りるのですか？

A. 就学援助制度は『学校生活に必要な経費をすべて免除する』というものではありません。勉強に必要な教材やテスト・ドリル、習字道具や裁縫道具など、また制服・自転車・カバン・雨具など保護者さんの負担もあり、援助費だけでは不足する部分があります。

Q13 申請から認定までの流れは…？

A. 学校では就学援助を希望する方から、いつでもどなたでも申請書を提出してもらい、益田市教育委員会へ提出します。

益田市教育委員会で一定の基準により審査し、認定の可否を学校を通じてご家庭に通知します。

認定要件を満たしている場合は、申請書を出された月の翌月の1日からの認定となります。(月末に掛かる場合は早めに申請書をお出してください。)

Q14 毎年申請するのですか？

A. 続けて受ける場合も学年度ごとに申請が必要です。中学1年生については小学校6年生での継続申請ができます。

Q15 援助を受ける必要が無くなった時は…？

A. 学校(担任、担当者)に連絡してください。

Q16 もっと詳しい説明を聞きたいのですが…？

A. 認定条件、援助内容、具体的な手続き方法など詳しいことについて、いつでも学校の就学援助担当者にお尋ねください。